

## 《 提出書類について 》

整備方法（ ①寄付 ②無償使用 ③私道（区施工）④自主整備 ）により添付書類が異なります。以下を確認してください。

土地の権利関係等の個々の事情に応じ、以下に挙げる以外の書類の提出をお願いする場合がございます。

### ① 寄付（公道のみ）

- 道路と敷地の官民境界が確定（確認）済みであること、寄付地内に工作物がないことが条件です。民々の境界確認が不調になった場合は、無償使用になります。寄付地に抵当権等の権利が設定されている場合は、解除してください。
- 区が拡幅整備工事を行い、道路区域に編入し維持管理します。
- 区が後退用地の分筆測量、所有権移転登記を行います。（土地所有者が法人の場合、分筆登記及び抵当権抹消登記は法人方でしてください。）
- 拡幅整備工事が終わった年の課税基準日までに移転登記が完了しない場合は、区が非課税申告を代行します。

★提出書類（実印の記載がない書類は認印による押印も可能です）

- 拡幅整備協議書（2部）
- 拡幅整備承諾書（2部）
- 寄付申出書（実印、原本1部と写し2部）
- 登記承諾書（実印、原本1部と写し2部）
- 登記原因証明情報（実印、原本1部と写し2部）
- 印鑑証明書（原本1部と写し2部、交付3か月以内）
- 計画敷地の案内図（2部）
- 道路図面（現況図、断面図、後退用地等の求積図）（2部）
- 公図（2部、交付3か月以内 ※1）
- 登記事項証明書（2部、交付3か月以内 ※1）
- 法人の場合、現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（2部、交付3か月以内 ※1）
- 固定資産税・都市計画税非課税申告書（公共の用に供する道路）
- 助成金・奨励金の申請書、請求書、口座振替依頼書（必要に応じて）
- 同意書

※1 インターネット上で不動産および法人登記情報を取得できる登記情報提供サービスを利用して取得したものや、コピー等写しによる提出も可能です。

### ② 無償使用（公道のみ）

- 区が拡幅整備工事、後退用地の測量を行い、維持管理します。
- 拡幅整備をした部分は道路区域に編入されます。

★提出書類（実印の記載がない書類は認印による押印も可能です）

- 拡幅整備協議書（2部）
- 拡幅整備承諾書（2部）
- 無償使用承諾書（実印、原本1部と写し2部）

≪注意≫無償使用承諾書には、無償使用承諾面積を記入しないでください。印鑑証明書と同一の表記で記入してください。

- 印鑑証明書（原本1部と写し2部、交付3か月以内）
- 計画敷地の案内図（2部）
- 道路図面（現況図、断面図、後退用地等の求積図）（2部）
- 公図（原本1部と写し2部、交付3か月以内）
- 登記事項証明書（原本1部と写し2部、交付3か月以内）
- 法人の場合、現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（原本1部と写し2部、交付3か月以内）
- 固定資産税・都市計画税非課税申告書（公共の用に供する道路）  
※提出がない場合、非課税申告手続きの代行を行いません。  
土地所有者様は非課税申告書を必ず提出してください。  
協議申請時と拡幅整備完了時で土地所有者様の変更がある際は、変更後の土地所有者様が申告書を提出してください。
- 助成金・奨励金の申請書、請求書、口座振替依頼書（必要に応じて）
- 同意書

### ③ 区施工（私道）

- ・区が拡幅整備工事を行います。
- ・協議成立後、非課税申告に必要な書類を送付します。非課税申告は建築主等ご自身で行ってください。※ 非課税申告書の提出先は都税事務所です。

★提出書類（認印による押印も可能です）

- 拡幅整備協議書（2部）
- 拡幅整備承諾書（2部）
- 計画敷地の案内図（2部）
- 道路図面（現況図、断面図、後退用地等の求積図）（2部）
- 公図（2部、交付3か月以内 ※1）
- 登記事項証明書（2部、交付3か月以内 ※1）
- 助成金・奨励金の申請書、請求書、口座振替依頼書（必要に応じて）
- 同意書

※1 インターネット上で不動産および法人登記情報を取得できる登記情報提供サービスを利用して取得したものや、コピー等写しによる提出も可能です。

#### ④ 自主整備（公道・私道）

- ・建築主等が自費で拡幅整備をします。拡幅整備計画書に基づく整備方法で、道路状に整備する必要があります。
- ・自主整備完了後、拡幅整備完了届を区に提出してください。

##### ★提出書類（認印による押印も可能です）

- 拡幅整備協議書（2部）
- 拡幅整備計画書（2部）
- 計画敷地の案内図（2部）
- 道路図面（現況図、断面図、後退用地等の求積図）（2部）
- 公図（2部、交付3か月以内 ※1）
- 登記事項証明書（2部、交付3か月以内 ※1）
- 同意書
- 完了届（原本と写し、**拡幅整備完了後に提出してください。**）  
※拡幅寸法がわかる整備完了写真を添付してください。

※1 インターネット上で不動産および法人登記情報を取得できる登記情報提供サービスを利用して取得したものや、コピー等写しによる提出も可能です。

#### 《その他留意事項》

- ・協議内容に変更が生じた場合  
→ 狭あい道路拡幅整備協議事項変更届に変更事項が確認できる書類等を添えて提出してください。

##### 【例】自主施工→区施工への変更

- 狭あい道路拡幅整備協議事項変更届（2部）
- 狭あい道路拡幅整備承諾書（2部）
- 公図（2部、交付3か月以内 ※無償使用は原本1部写し2部）
- 登記事項証明書（2部、交付3か月以内 ※無償使用は原本1部写し2部）
- 同意書
- （無償使用の場合）無償使用承諾書、印鑑証明書
- （寄付の場合）寄付申出書、登記承諾書、登記原因証明情報、印鑑証明書

- ・協議申請をやめたいとき（協議成立前）  
→ 取下げ届を提出してください。
- ・協議申請をやめたいとき（協議成立後）  
→ 取りやめ届を提出してください。